

平成 26 年 4 月 21 日

報道関係各位

個人市民税・都民税の「還付加算金」の支払い不足について

1. 内 容

所得税の確定申告期限（例年3月15日）後の申告等により市民税・都民税が減額されることとなった場合、還付加算金が発生する場合があります。還付加算金の計算の起算日は「納付又は納入があった日の翌日」（地方税法第17条の4第1項第1号）とすべきところ、本市では法律の解釈の違いにより、「所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日」（地方税法第17条の4第1項第3号）としていたため、納付日の翌日から計算する場合より計算期間が短くなり、この差の分の還付加算金を過少に計算していました。

このことにより、一部の方に対して還付加算金の支払い不足が発生している状況であるため、不足額の還付手続きを進めることといたしました。今後はこのようなことのないよう適正な処理に努め、税務行政の信頼回復に取り組んでまいります。

2. 対象者及び金額

現在、所得税の期限後申告等を行った方への還付について調査を実施中であり、今後、加算金の再計算を行い、対象者及び金額などを確定してまいります。

- (1) 対象年度 平成21年度～平成25年度（地方税法の規定に基づき、還付金の消滅時効が到来していない過去5年間分）
- (2) 対象人数 約400人
- (3) 金 額 約100万円

※現在調査中のため、人数、金額は現時点での概算となります。

なお、現在は既に加算金の計算方法を改めており、適正な計算に基づいて還付しています。

3. 今後の対応

再計算により還付加算金の支払い不足が判明した方には、お詫びと還付のご案内を発送し、速やかに還付いたします。

また、ホームページ等で、職員をかたる還付金詐欺への注意喚起を行います。

＜問い合わせ＞ 市民部 課税課市民税係
TEL 042-551-1610